

小坂町移住体験ツアー実施要領

1 目的

小坂町移住体験ツアー（以下「ツアー」という。）は、小坂町への移住を考えている方に対し、地域の魅力や小坂町での暮らしを体験していただくことで、将来的な地域おこし協力隊応募や本町への移住を促すことを目的として実施する。

2 応募資格

ツアーの応募に当たり、次の要件を満たすこと。

- (1) 秋田県外在住者であること。
- (2) 小坂町への移住を検討していること。
- (3) ツアーペリオド中に町指定コースを必ず実施すること。

3 実施期間

当該年度の4月1日～当該年度末日まで

4 応募方法

(1) 応募用紙の提出

「小坂町移住体験ツアー助成金交付要綱」（以下「要綱」という。）に規定する申請書に必要事項を記入のうえ押印し、下記送付先まで提出すること。

○送り先 〒017-0292

秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1

小坂町役場総務課企画財政班

電話 0186-29-3907／FAX0186-29-5481

メール kikaku@town.kosaka.akita.jp

(2) 決定

応募内容を審査し、交付決定又は不交付決定を通知します。

(3) 変更又は中止

応募内容に変更が生じた場合は要綱に規定する様式を用いて、中止又は変更の届出を行って下さい。

5 ツアーネット

応募者が希望する内容での実施となります。必ず町指定コースを組み入れること。

(1) 実施時期

当該会計年度開始日から当該会計年度までの期間

(2) 町指定コース

町の移住担当職員との面談及び町内施設巡り（産業遺産施設～十和田湖等）
ただし、地域おこし協力隊採用に関するツアーの利用の場合は、別途コースを指定することとする。

6 助成金（小坂町移住体験ツアー助成金交付要綱により積算）

（1）助成対象経費（一世帯当たりの上限5万円（世帯員一人当たり上限2万円））

ア 交通費（公共交通機関又は自動車以外の交通手段は対象外）

（ア）公共交通（ツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費は対象外。）居住地から本町の宿泊施設までの往復交通費

（イ）自家用車（ツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費は対象外。）居住地から本町の宿泊施設までの移動距離（最短経路）について、37円/kmで積算した額及び高速道路の利用に係る経費

イ 宿泊費（町外への宿泊及び前泊又は後泊は対象外）

（ア）1人当たり1万円の宿泊費を助成する。

（イ）交付対象日数

助成対象は1泊のみとする。但し、自己負担による延泊を妨げない。

（2）実績報告書及び請求

ツアー終了後に要綱に規定する様式にて実績報告書を提出すること。助成額確定通知を受けた後で、要綱に規定する様式にて助成金を請求すること。